

元教企第368号
令和元年7月11日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定等
について（通知）

この度、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日文部科学省策定）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、別添写しのとおり各府立学校長あて通知しましたのでお知らせします。

ガイドラインでは、服務監督権者である各教育委員会において所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を速やかに策定するよう記されていることから、貴市町（組合）教育委員会におかれましても、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官から学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について通知がありましたので、併せて同通知の内容に留意の上、適切に対応願いますとともに、所管の学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

担当	教職員企画課 服務・安全衛生担当
電話	075-414-5813

府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針【概要】

令和元年7月11日京都府教育委員会策定

1 趣 旨

府立学校における教職員の働き方改革の実現に向け、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月25日文部科学省策定）4.(1)①に基づき、府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を定める。

2 方針の対象者

府立学校に勤務する教育職員（給特法第2条に定める教育職員をいう。）

3 勤務時間の上限の目安時間

※ 文部科学省ガイドラインと同じ

【原則】 上限の目安時間

超過勤務 ① 1か月 45時間以内、② 1年間 360時間以内

【特例】 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

超過勤務 ① 1か月 100時間未満、② 1年間 720時間以内

※複数月平均80時間以内、月45時間超は年間6か月以内

※ 文部科学省ガイドラインによる「在校等時間」を本方針の「勤務時間」とする。

※ 「臨時的な特別の事情」とは、学校事故等が生じて対応を要する場合、指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている等場合などを指す。

（例）学校事故等やいじめ・学級崩壊等の場合、非常災害の場合など

4 取組方針

「教職員の働き方改革実行計画」（平成30年3月6日京都府教育委員会策定）に基づき、同計画に掲げた取組を着実に実行するとともに、次に掲げる取組を実行する。

更なる業務改善の取組	(1) 重点業務削減対策の検討・実施 教育委員会実施事務・業務を含め、可能なものから対策を実行 府立学校「働き方改革」実行プロジェクトチームの設置 (2) 先進校の取組の全校実施 夜間の電話対応の見直し等 (3) 校務分掌の業務量の平準化に向けた取組の強化 (4) 教職員の意識改革 (5) 教職員の働き方改革に向けた情報発信
------------	--

5 段階的目標の設定

(1) I期（元～2年度）

段階的目標	【原則】 1か月 80時間以内 100%、1か月 45時間以内 60%
働き方のルール(取組)	◆統一取組 ※「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組の徹底 ①午後8時までの退勤を徹底 （定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの実施） ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 （月2回の土日休養日の設定を奨励、複数指導体制の活用） ③週休日の振替等の徹底 ----- 【目安】 [平日] 月50時間以内（＝2.5時間×20日） [土日] 月30時間以内（＝5時間×6日）

(2) II期（3～4年度）

段階的目標	【原則】 1か月 60時間以内 100%、1か月 45時間以内 80%
働き方のルール(取組)	◆統一取組 ①午後7時30分までに退勤 （定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの徹底） ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 （月2回以上の土日休養日設定を標準化、複数指導体制の徹底） ③週休日の振替等の更なる徹底 ----- 【目安】 [平日] 月40時間以内（＝2時間×20日） [土日] 月20時間以内（＝4時間×5日）

(3) III期（5年度）

段階的目標	【原則】 1か月 45時間以内 100%
働き方のルール(取組)	◆統一取組の更なる徹底 ①午後7時までに退勤、②・③はII期と同じ

6 留意事項

- (1) 段階的目標及び働き方のルールの進捗状況等を踏まえて必要に応じてローリング
- (2) 実行計画の評価指標1（時間外勤務の縮減）は、方針5の段階的目標に読み替え
- (3) 在校等時間が一定時間を超えた者に対し、医師による面接指導を実施
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことの目的化の防止等

「教職員の働き方改革実行計画」に基づく取組状況等について

1 平成30年度取組状況

取組方針	取組の進捗状況
<p>1. 学校運営・指導体制の充実・強化</p> <p>(1) 学校指導体制の充実・強化（英語教育推進教員の配置など）</p> <p>(2) 学校運営体制の充実・強化（主幹教諭の配置、共同学校事務室の設置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・英語専科教員による指導を実施 小学校71校（31校に拠点配置） ㊦拡充 ・共同学校事務室の設置に向けた実践研究 木津川市・綾部市2ブロック ㊦拡充
<p>2. 専門スタッフの配置等の促進</p> <p>(1) スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの体制拡充</p> <p>(2) スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員の配置促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの配置拡充 ㊦拡充 ・スクール・サポート・スタッフ配置 小学校11校 ㊦拡充
<p>3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減</p> <p>(1) 京都府としての部活動指針(仮称)の策定</p> <p>(2) 休日行事・大会の精選</p> <p>(3) スキルアップコーチ（部活動指導員・外部指導者）による部活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府部活動指導指針を4月に策定（2月末現在、21市町が策定済） ・大会の精選等の検討に向けた「部活動の在り方検討会議」を設置・協議 ・部活動指導員 中学校45名 ㊦拡充 外部指導者 中学校93名、高校95名
<p>4. 学校業務の更なる改善の推進</p> <p>(1) 教育委員会が主体となった業務改善の取組</p> <p>(2) 研修等の重複解消・精選、研究指定の在り方の見直し</p> <p>(3) 統合型校務支援システムの導入・ICTの活用</p> <p>(4) 学校給食費の公会計化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校で業務改善を実行 ・業務改善の提案を学校等から募集（府立から126件、市町から77件提案） ・教育局での会議等の精選 ・総合教育センター研修の充実（Web講座・出前講座等） ㊦充実 ・京都府市町村教育情報化推進協議会を立上げ（8月）、小中学校校務支援システムの共同調達を実施 ・新たに中学校給食の実施に合わせ公会計化を実施 3市（向日市、長岡京市、宮津市）
<p>5. 学校組織マネジメント力の更なる向上</p> <p>(1) 校長の学校組織マネジメント機能の強化</p> <p>(2) 学校組織マネジメントに関する研修内容の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センターで各キャリアステージに応じたマネジメント研修を実施 ㊦充実 ・「京都市チーム学校推進校」による実践研究 小学校4校、中学校ブロック2校

<p>(3) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のノウハウを活用した業務改善のモデル実践研究 中学校1校 (三菱UFJリサーチ&コンサルティングに業務委託) ・重点モデル地域による先導的実践研究 2市 (京田辺市・南丹市)
<p>6. 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進</p> <p>(1) 学校における出退勤時刻の記録</p> <p>(2) 夜間の電話に対する留守番電話の設置等の取組</p> <p>(3) 教職員の意識改革に向けたキャンペーン等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府立学校、市町立学校でICカード等による勤務時間記録を実施 ・夜間電話のメッセージ対応を2市町で実施 (城陽市・与謝野町) ・中学校で教職員の働き方改革「トーク会」を開催 ・教職員の「働き方改革フォーラム」を学校管理職等を対象に開催
<p>7. 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進</p> <p>(1) 保護者や地域住民の理解を深めるキャンペーン等</p> <p>(2) PTAと連携・協働した働き方改革の取組の具体化</p> <p>(3) 学校と地域が連携・協働した活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府内のPTA団体によるブロック (市町・郡) 単位での保護者等に対する働きかけ (宇治市、亀岡市、綾部市) ・コミュニティスクール啓発リーフレットの配付 ・コミュニティスクール、地域学校協働活動の推進に向けた説明会の開催
<p>8. 数値目標の設定による進捗管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校教員勤務実態調査を実施

2 各学校で取り組まれている業務改善等の主な事例

(1) 小・中学校

- ・会議等の効率化 (議題の精選、時間の厳守、資料の事前配付・ペーパーレス化)
- ・下校時刻を早め、教員の教材研究等の時間を確保
- ・出退勤時刻記録システムを活用した勤務時間の意識付け
- ・ノー残業デー等の設定による退勤しやすい雰囲気づくり

(2) 府立学校

- ・ICTを活用した業務の合理化 (会議のペーパーレス化、Web掲示板等での情報共有、生徒の欠席連絡のシステム化等)
- ・出退勤時刻記録システムを活用した勤務時間の意識付け
- ・ノー残業デー等の設定による退勤しやすい雰囲気づくり

3 計画に定める評価指標(KPI)の達成状況

・評価指標 (KPI)	平成30年度目標	達成状況	
		30年度	29年度
1. 教員の時間外勤務を縮減	10%縮減	週の総勤務時間 ③0 60時間1分 ②9 60時間16分	微減 (15分)
2. 原則午後8時までの退勤	50%達成	③0 73.0%	73%達成
3. 1校1項目以上業務改善を実施	100%実施	③0 実施 361校/361校	100%実施
4. 教員の休日の部活動指導を縮減	15%縮減	中学校・高校1人当たり ③0 月2.6回 ②9 月2.9回	10%縮減
5. 教員の多忙感・負担感を減少	10%減少	③0 56.3% ②9 55.0%	微増 (1.3%)
6. 授業準備、教材研究、自己啓発等のための時間を増加 ※授業準備・教材研究を除いた測定	10%増加	自己啓発等の時間 ③0 週4時間4分 ②9 週3時間34分	14%増加
7. 自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合が増加	1.2倍	③0 36.1% ②9 29.8%	1.2倍
8. 児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合が増加	1.2倍	③0 44.6% ②9 40.7%	1.1倍

4 平成30年度達成状況を踏まえた総括

- ・業務改善の取組が全ての学校で実行され、原則午後8時までの退勤の目標も達成できているものの、時間外勤務は微減にとどまっている。
- ・教員の休日の部活動指導は、部活動指導指針に基づく各学校の取組により一定縮減されているが、引き続き、部活動運営の適正化を進める取組が必要である。
- ・「教員の多忙感・負担感」は減少していないものの、「自己啓発等のための時間」「自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合」「児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合」は増加傾向にあり、取組の効果が表れている。
- ・教職員の働き方改革に向けた取組の効果は見られるが、引き続き、目標達成に向けて、実行計画に基づく取組を着実に進める必要がある。

5 次年度の重点取組事項

(1) 実行計画に基づく取組の推進

取組方針	重点取組事項
1. 学校運営・指導体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校英語教育の推進のため専科教員の配置拡充 ・小・中学校における共同学校事務室設置促進の加速化（「京都式チーム学校推進校」のテーマを重点化） ・教職員の資質向上に向けた支援の充実
2. 専門スタッフの配置等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの配置拡充 ・スクール・サポート・スタッフの配置拡充
3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動運営適正化の取組の継続 ・部活動指導員の増員、部活動の大会の精選に向けた働きかけ、部活動指導指針に基づくフォローアップ ・地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制の整備に向けた研究
4. 学校業務の更なる改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全ての学校で業務改善を実行、本庁・教育局における会議等の精選 ・総合教育センターにおける一層の研修の精選と充実（Web講座・出前講座等）
5. 学校組織マネジメント力の更なる向上	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、総合教育センターで各キャリアステージに応じたマネジメント研修を実施
6. 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間記録を活用した教職員への意識啓発 ・夜間の電話対応等の環境整備を促進
7. 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAと連携協働した取組の更なる推進 ・コミュニティスクール及び地域学校協働活動の更なる促進 ・福祉部局と連携した不登校対策など、関係機関との連携強化
8. 数値目標の設定による進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた評価指標の点検・見直し

(2) 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」への対応

- ・文部科学省が策定した上記ガイドラインに基づき、教員の勤務時間の上限に関する府教育委員会の方針を策定
- ・教員の勤務時間の上限に関する市町（組合）教育委員会の方針策定に向けた支援